

令和6年能登半島地震 飯山市災害対策支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年(2024年)1月1日に発生した令和6年能登半島地震における被災地及び被災者を支援するため、「令和6年能登半島地震 飯山市災害対策支援本部」(以下、「支援本部」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 支援本部に、本部長、副本部長、本部員のほか必要な職員を置くことができる。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援本部を統括する。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその責務を代行する。
- 5 支援本部を構成する本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務分掌)

第3条 支援本部の事務分掌は、次に掲げるところによる。

- (1) 支援本部の設置及び廃止に関する事
- (2) 庁内支援体制の構築に関する事
- (3) 被災地のニーズ(物資・応援要員)、交通状況等に関する情報収集
- (4) 庁内関係部署との連絡・調整に関する事
- (5) 県等関係機関との調整・報告に関する事
- (6) 被災地応援職員の派遣に関する事
- (7) 義援金に関する事
- (8) 報道対応に関する事
- (9) 予算に関する事
- (10) その他支援に関する事

(本部員会議)

第4条 支援本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は、本部長が招集する。
- 4 本部員会議は、被災地に関する情報を共有し、支援内容を決定する。

(事務局)

第5条 支援本部の事務を処理するため、事務局を危機管理防災課に置く。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、支援本部に必要な事項は、本部長が定める。

付則

この要綱は令和6年1月12日から施行する。

別表1

本部員	総務部長 民生部長 経済部長 建設水道部長 教育部長 文化振興部長 議会事務局長 総務課長 企画財政課長 会計課長
-----	--